

平成二十二年一月二十九日受領  
答 弁 第 二 三 号

内閣衆質一七四第二三号

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出小・中学校の余裕教室・廃校の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出小・中学校の余裕教室・廃校の活用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

文部科学省としては、学校教育上支障のない限り、小中学校の施設を有効に活用することは重要であると考えている。

文部科学省では、保育所等の施設として、小中学校の余裕教室及び廃校施設（以下「余裕教室等」という。）を活用することができるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する承認の手續の簡素化、不要となる黒板や教壇等の撤去等に要する経費の一部についての地方公共団体に対する補助、厚生労働省と連携した小中学校の余裕教室の活用事例に関するパンフレットの作成等を行ってきたところである。

また、文部科学省においては、厚生労働省と連携し、余裕教室等を活用した保育所の整備状況を把握するとともに、余裕教室等の活用に当たつての課題等を整理し、現在、地方公共団体が余裕教室等を保育所の施設として活用するための更なる支援の在り方を検討しているところである。